

電波法施行令の一部を改正する政令案に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

○意見募集期間：平成30年11月9日（金）から同年12月10日（月）まで

○提出された御意見の件数：34件

意見提出者
個人（20件）※
株式会社サンライズシステムズ
富山シティエフエム株式会社
株式会社エフエムしばた
一般社団法人日本コミュニティ放送協会
NPO 法人ラヂオきしわだ
エフエムかしま市民放送株式会社
株式会社エフエム雪国
飯田エフエム放送株式会社
燕三条エフエム放送株式会社

株式会社柏崎コミュニティ放送
株式会社エフエム佐久平
株式会社エフエムあやべ
株式会社まえばし CITY エフエム
株式会社エフエムびざん

※「社会構造の改革」といった政策の提案に関するご意見がありましたが、今般の政令案と一切無関係と判断し、提出意見として扱っていません。

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人①	<p>(条件付き賛成：選任資格要件は第一級陸上特殊無線技士、第二・三級総合無線通信士（政令案のまま）とし、第二級陸上特殊無線技士は、除外すべき)</p> <p>コミュニティ放送（特定地上基幹放送）の無線従事者専任要件の緩和について、条件を付して賛成します。</p> <p>現行、選任要件である第一・二級陸上無線技術士（二級相当の第一級総合無線通信士）は、毎年、合格率が数から十数%の狭き門で、高等教育機関を卒業、修了しても容易に取得出来る資格ではありません。また、同様に第二・三級総合無線通信士も非常に狭き門であり、「努力が報われる」確証の無い資格で形骸化しています。</p> <p>一方、第一級陸上特殊無線技士は合格率が30%台で、特殊無線技士でも難関な資格です。</p> <p>ただ、二級陸上特殊無線技士に至っては70%以上の合格率と日頃「電波」に関してあまり関心の無い受験者でも、「受験対策本」で運良ければ「一夜漬け」でも合格する可能性の高い資格という現状があります。</p> <p>また、特定地上基幹放送局として、無線局の検査を一定期間において受検（コミュニティ放送は5年に一度）が義務付けられています。登録検査等事業者等規則では、検査員、点検員とも、第一級陸上特殊無線技士（本意見募集では関係がありませんが、第一級アマチュア無線技士含む）が、最低限の必要資格要件となっており、省令改正案のままでは日頃のメンテナンス（ほとんどはメンテナンスフリーと言えども、調整室機器の動作や送信所設備の日常点検は必要）において「選任無線従事者は二陸特」、「検査等事業者等の点検は一陸特以上」というちぐはぐな状況となり、秩序からして違和感を覚えます。</p> <p>「コミュニティ放送局等の無線設備は、周波数及び空中線電力の</p>	<p>近年の無線技術の進歩等により、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により、コミュニティ放送局の無線設備の操作を行うことが可能となっています。</p> <p>第二級陸上特殊無線技士は、このような無線局の無線設備の技術操作に必要な知識及び技能を有することから、今般の政令案において改正の対象としているものです。</p>	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
		<p>安定度の向上及び調整の自動化が図られ、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能となっています。」と政令案改正趣旨にはありますが、度重なる自然災害や人災において、放送機器（演奏所、送信所）の日常的なメンテナンスは欠かすことが出来ず、特に「電源喪失（ブラックアウト）」において、二陸特の国家試験問題範囲に「測定」や「無停電設備の取扱（発動発電機やCVCF等）」について問う問題が無いことから、業務遂行能力に疑問を感じます。</p> <p>その他、特定地上基幹放送の運用に関し、無線局業務日誌の作成のほか、一定期間において「無線局業務日誌の概略及び放送内容の割合を示す書類の作成」、法的拘束のある「番組審議会の開催や報告」「無変調や放送ソースの創出ミスによる放送不体裁等いわゆる放送事故の監督課への報告」と非常に高度な関連法規を理解し、監督課と調整能力を備えておかなければ、業務遂行に困難をきわめます（同時にこれらの報告や義務が緩和されるのであれば、この限りではありません）。</p> <p>また、「主任無線従事者制度」により、二陸特従事者が6ヶ月従事すれば、講習を受講し、「主任」として選任されるという点も、国家試験のレベルと講習のレベルが合致しているのか（講習内容を理解し、日々の業務や監督を行うの本筋であり「講習受講」がゴールでは無いと考えます）、検証する必要があります。</p> <p>よって、結論として、選任資格要件は第一級陸上特殊無線技士、第二・三級総合無線通信士（政令案のまま）とし、第二級陸上特殊無線技士は、除外するべきと考えます。</p>		
2	株式会社サンライズシステムズ	<p>「電波法施行令（平成13年政令第245号）の一部を改正する政令」に賛成します。</p> <p>理由： 第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士が必要でしたが、今般の改正する政令案を行うことにより、特定市町村放送局</p>	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
		等の開局に当たっての無線従事者の範囲が広がり、地域の商業、行政情報や独自の地元情報に特化し、地域活性化に役立つ放送を目指すことの可能性が増えます。		
3	個人②	<p>「電波法施行令の一部を改正する政令に対する意見（パブリックコメント）」</p> <p>「総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室」が提唱している内容でのコミュニティ放送局を取り巻く環境で、無線従事者が高齢化しておる事に対し、有資格者数の増加を、補うと言う事だと考えます。私の考えでは、無駄な財政コストを掛け、無線従事者での有資格者数の増加を、施行する事に対して、付加価値が無いので、反対です。具体的には、コミュニティ放送とは、ラジオ放送等の事と考えますが、「地方自治体（市町村）」の区域での事で、仕組みは、「超短波（VHF）」での「AM帯及びFM帯」の事と思います。モールス符号では、「サンプリング周波数（標本化）」での「2進数（バイナリー）」を「周波数（Hz）」に乘せる事で、送受信していると考えます。要約すると、ラジオ放送等を、聴く人間が、減少している事に焦点が有り、無線従事者での有資格者数の増減等は、考慮する必要は無いです。市場経済での需要と供給の構造で、国家主権側が、社会構造に対して、規制緩和を実施する事では、無いと考えます。市場経済での「破綻（パンククラフト）」すれば、良いのです。無駄な財政コストを掛け、無線従業者での有資格者数を増やす政策では、必要性が無いです。</p>	<p>近年の無線技術の進歩等により、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により、コミュニティ放送局の無線設備の操作を行うことが可能となっています。</p> <p>今般の政令案において対象としている無線従事者資格は、このような無線局の無線設備の技術操作に必要な知識及び技能を有することから、改正の対象としているものです。</p>	無
4	個人③	<p>「電波法施行令の一部を改正する政令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。</p> <p><別紙の内容></p> <p>現在はこちらも第一級陸上無線技術士または第二級陸上無線技術士の免許を受けている者が直接操作を行うか、主任無線従事者として監督することが必須であり、コミュニティFM放送事業者にとつ</p>	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>ては有資格者の員数の確保が困難な場合が在ります。</p> <p>他方で、機器の操作性、安定性の進歩により、現場で通常時に行う操作を踏まえると、基本的なことを知っていれば足る場合も増えています。</p> <p>コミュニティFM放送局に許容されている空中線電力は現在は最大で20ワットであること、および現在の第二級陸上特殊無線技士の操作範囲や国家試験もしくは養成課程講習会の修了試験の試験問題の難易度を考慮すれば、第二級陸上特殊無線技士の知識技能でも十分対応できるものと思慮します。</p> <p>「第三級陸上特殊無線技士ではなぜダメなのか」という意見が出るとは思いますが、国家試験等での第二級陸上特殊無線技士との差を考慮すると操作不可とするのは止む無しと思慮します。</p> <p>コミュニティFM放送局を現に開設している者、これから開設しようとする者にとっても有資格者を必要人数確保することが容易になるので、改正案に賛同します。</p>		
5	個人④	<p>電渡法施行令の一部を改正する政令案について意見申し上げます</p> <p>コミュニティ放送などの設備の簡素化、安定化を考慮し、運用の対象資格について一陸特、二陸特に開放することを申し上げます。</p>	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無
6	個人⑤	<p>電波法施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集（コミュニティFM）について</p> <p>以下の通り意見を申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に賛成の意見を申し上げます。 ・無線設備の操作機能の簡易化が進んでいることがあげられるため、平常時並びに災害時など人材投入が困難な臨時のコミュニティFM局の運用を含み、第二級陸上特殊無線技士以上の操作範囲の拡大が望ましいと意見します。 	<p>本政令案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>なお、ご意見にあります第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲の拡大については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
7	個人⑥	<p>私は、第1級陸上無線技術士の資格を有しています。サラリーマン退職後に地元のコミュニティFM局の維持管理を手伝っています</p>	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
		<p>が、設備の操作を行うことができる人員が少なく、先行きが不安です。そこで、このような操作範囲の緩和が実現すれば無線従事者を増やすことが容易になり、放送局の長期維持が可能となります。私も間もなく後期高齢者となります。是非ともこの法案を実現させていただきますよう希望します。</p>		
8	富山シティエフエム株式会社	<p>緩和について賛成です。現在、弊社では社員に第三級陸上特殊無線技士がいますが、それでは要件を満たさないため、第一級無線技術士と委託契約を結んでいます。経営状況が厳しい中、この分経費負担増となっている状況です。</p> <p>第三級陸上特殊無線技士でも、勤務 10 年以上の経験者は、総務省などが主催する講習会に参加すれば要件を満たすなど、さらに緩和できれば幸いです。</p>	<p>本政令案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>なお、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作で操作可能なコミュニティ放送局の無線設備においては、測定に関する知識が必要であることから、当該知識を求めている第三級陸上特殊無線技士は今般の改正の対象とはしていないところ、第三級陸上特殊無線技士に係るご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
9	個人⑦	<p>コミュニティ FM 関係者です。CFM の必要性和存在意義が高まり全国 300 局規模になる一方で、無線従事者の確保の難しさや高齢化が進み、全国の CFM 局は頭を抱えています。現場や現実と法にギャップがある状況が続いていました。</p> <p>この改正案は、全国の CFM 関係者にとって、局を未来につなげることができる画期的な改正案となります。</p> <p>第二級陸上特殊無線技士資格であれば、一般社員でも講習会と修了試験で資格を取得することもできるため、大幅にそのハードルが下がります。ぜひ実現させてください。切実に望みます。</p>	<p>本政令案に賛同のご意見として承ります。</p>	無
10	個人⑧	<p>賛成です。</p>	<p>本政令案に賛同のご意見として承ります。</p>	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
11	個人⑨	<p>第二級陸上特殊無線技士で該当無線局が操作可能とするならば、無線工学に殆ど差が無い第三級陸上特殊無線技士でも技術操作可能である。</p> <p>このため、政令案に「第三級陸上特殊無線技士」を追加すべきである。</p> <p>また、無線従事者試験について、本改正に伴う出題範囲に見直しがあるのか回答をお願い致します。</p> <p>先日提出の意見に追記です。下記二点の回答をお願い致します。</p> <p>1. 無線従事者国家試験について 出題範囲や、試験時間に変更があるのか回答願います。</p> <p>2. 無線従事者養成過程について こちらも、時間数が増えるのか回答願います。</p>	<p>外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作で操作可能なコミュニティ放送局等の無線設備であっても、測定に関する知識は必要であることから、当該知識を求めている第三級陸上特殊無線技士は今般の改正の対象とはしていません。</p> <p>なお、無線従事者規則に規定される国家試験の試験科目や養成課程の授業科目及び授業時間数を今回の改正に伴い、直ちに改正する予定はありません。</p>	無
12	個人⑩	<p>私どもコミュニティFM局にとっては朗報です。可及的速やかに改正が進みます事を希望いたします。</p>	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無
13	個人⑪	<p>電波法改正については賛成です。</p> <p>2011年の東日本大震災や今年の北海道胆振東部地震など、大規模な災害発生時に災害コミュニティFM局が相次いで開局しました。情報の伝達手段としてラジオの有効性が認識されてきています。ラジオを介したコミュニティの輪が広がるというのは非常にいいことだと思います。</p> <p>多くの地域で、防災を主に置いたラジオ局が開局することで、防災についての意識向上や伝達手段の強化などが図れるかと思うので、資格の緩和し、開局しやすくなることについては非常に良いことだと思います。</p>	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無
14	株式会社エフエムしば	<p>この度の「電波法施行令の一部を改正する政令案」については賛成です。現行の電波法令施行令では無線従事者の確保が難しいのが</p>	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
	た	現状です。改正することにより無線従事者の確保が飛躍的に改善されることが予想されます。可及的速やかに改正いただくことを望みます。よろしくお願ひ致します。		
15	個人⑫	<p>現行のコミュニティ放送局を操作可能な無線従事者（第2級陸上無線技術士以上）の資格取得難易度が高く、免許者の高齢化により資格者確保の困難さから廃局に追い込まれる放送局も出てくると見込まれる。</p> <p>意見1</p> <p>今回の規制緩和案では、コミュニティ放送局の操作について、2日間の講習会で取得可能で第4アマチュア無線技士レベルである第2級陸上特殊無線技士は求められる知識・技能が低く、コミュニティ放送操作者の技術レベルを著しく下げるものであります。</p> <p>無線技術士の受検者が減少し、わが国全体の無線技術レベルの低下も懸念されます。</p> <p>コミュニティ放送局の資格緩和は第1級陸上特殊無線技士、第2級総合無線通信士、第3級総合無線通信士までとして資格者は359,028人となり、十分な人数が確保される。</p> <p>意見2</p> <p>災害臨時エフエムやイベントエフエムは、従来通り第2級陸上無線技術士以上で変更ありませんが、近年の大規模災害により市町村が災害臨時エフエム局を設置する事案も増えておりますが、地方では無線技術士の確保が非常に困難です。</p> <p>第1級陸上特殊無線技士は陸上無線施設操作の3番目のランクに位置しており、操作対象に加えるべきと考えます。</p>	<p>近年の無線技術の進歩等により、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により、コミュニティ放送局の無線設備の操作を行うことが可能となっています。</p> <p>第2級陸上特殊無線技士は、このような無線局の技術操作に必要な知識及び技能を有することから、今般の政令案において改正の対象としているものです。</p> <p>なお、ご意見にあります第一級陸上特殊無線技士の操作対象の追加については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
16	一般社団法人日本コミュニティ放	平成4年に制度化され、現在、全国に320局まで普及した特定市区町村放送局（コミュニティ放送局）の無線設備は、創設当時に比べ、耐久性に優れ、利用周波数等の安定度も向上し、更には周波数	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	送協会	<p>調整の自動化が進み、無線従事者が操作を要する事案は減少、ボタン等の容易な操作で対処が可能となっています。</p> <p>開設以来四半世紀を過ぎ、多くのコミュニティ放送局では無線従事者の高齢化が進むと共に、現制度における必要な有資格者が少ないという地域の特性もあり、今後、無線従事者の確保が困難な状況に陥ることが予測をされます。</p> <p>今回の改正案は、特定地上基幹放送局であるコミュニティ放送局が、平時・有事を問わず、放送区域の住民が必要とする様々な情報を安定して提供できることに繋がり、また、新規参入事業者の無線従事者の確保にも寄与するものと思料し、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作等の周知徹底をお願いし、賛成いたします。</p>		
17	NPO 法人ラヂオきしわだ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近のコミュニティ放送局の無線設備は周波数及び空中線電力の安定度の向上及び調整の自動化が図られ、かつ、外部の転換装置では電波の質に影響を及ぼさないようになっています。 ・ 従って、従来の第二級無線技術士以上というような無線従事者の選任は必要とせず、今回の電波法施行令の改正案で、技術的には十分対応できると思います。 ・ ただ、電波法令等の知識は、コミュニティ放送局の運用に必要なものが含まれることとなりますので、今後の無線従事者資格試験で対応すべきと考えます。 	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無
18	個人⑬	<p>規制緩和案の方向性については賛同しますが、なお、次の事項についても合わせて規制緩和されることが妥当であると考えます。</p> <p>コミュニティ放送局は、大規模災害発生時には、臨時災害放送局に移行させる場合があり、貴省においても、これが「自治体等が被災地へ適切な情報を提供することが可能となり、被害の軽減や被災者の日常生活の安定に大きな役割を果たしてき（た）」と述べられております（「臨時災害放送局開設の手引き」平成 27 年 1 月 28 日、総</p>	<p>本政令案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>なお、臨時災害放送局に係るご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
		<p>務省北陸総合通信局)。 ところで、本案規制緩和では、臨時災害放送局の無線従事者については対象となっていないと思われます。 本案規制緩和により、コミュニティ放送局の無線従事者に陸上無線技術士以外の者が選任されることが想定されますが、臨時災害放送局の無線従事者についても規制緩和が行われないと、これらの者が、引き続きコミュニティ放送局から移行させる臨時災害放送局の無線設備の操作が行えないこととなります。 一方、災害時に、臨時災害放送局開設のために新たに陸上無線技術士を雇用するなどの事務は、免許申請人である被災自治体にとって少なからぬ負荷となります。 コミュニティ放送局から移行する臨時災害放送局に限り、本案により規制緩和された無線従事者の選任が可能となるよう検討をお願いいたします。</p>		
19	エフエムかしま市民放送株式会社	<p>1. コミュニティ放送局の無線従事者資格の緩和方針は賛成 有資格者の高齢化、当該資格の受験者減少、地方での資格者不足等で資格者を無線従事者として選任しても故障等が発生した場合、1時間内に局まで到着はかなり困難な状況です。 2. 資格者緩和に対し無線従事者配置数の配慮を希望する 本来24時間運営の無線局は有資格者の配置が必要ですがコミュニティ放送局の経営体力から困難と考えられ配置数の配慮を希望します。 3. 臨時災害放送局運営時における資格者の緩和を希望する 災害発生時等における臨時災害無線局の免許人は自治体首長になりますが既設エフエム放送局が臨時災害無線局として運営を自治体から委任されたとき、選任の有資格者が第2級陸上特殊無線技士だけでも対応できるように希望します。</p>	<p>本政令案に賛同のご意見として承ります。 なお、無線従事者配置数等に係るご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
20	株式会社エ	今回の改正案に賛同いたします。	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
	フエム雪国	<p>都会とは異なり地方の市町村では人口減少の影響もあり、陸上1級無線技士又は陸上2級無線技士が極めて少なく、かつ無線技士免許保有者は高齢者でありコミュニティ放送局にとって深刻な問題となっております。したがって今回の緩和策に賛同いたします。</p>		
21	個人⑭	<p>設備が小規模でサービスエリアが限られるとは言え、全くの素人でもたった2日間の講習で取得できてしまうような第2級陸上特殊無線技士レベルの知識・技能で放送局の管理をさせるのは無謀である。第1級陸上特殊無線技士だけでも20万人以上の資格者がおりそれ以上の規制緩和は弊害の方が大きい。</p> <p>原案から第2級陸上特殊無線技士及び第3級総合無線通信士を削除すべき。</p>	<p>近年の無線技術の進歩等により、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により、コミュニティ放送局等の無線設備の操作を行うことが可能となっています。</p> <p>第二級陸上特殊無線技士及び第三級総合無線通信士は、このような無線局の無線設備の技術操作に必要な知識及び技能を有することから、今般の政令案において改正の対象としているものです。</p>	無
22	個人⑮	<p>地震等災害が起きた際に、ラジオによる情報は必須です。災害時の開局等に関わる改正に関わるのか詳しくはわかりませんが、スムーズかつ円滑、簡易化されるのであれば、この改正は必要だと思います。</p>	<p>本政令案は、コミュニティ放送局の無線設備の操作に必要な無線従事者資格の緩和を行うものです。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
23	飯田エフエム放送株式会社	<p>今回の電波法施行令の一部を改正する政令案ですが、無線従事者の規制緩和について昨今のコミュニティFM局の事情を汲んでいただきたいへん評価いたします。</p> <p>地方のコミュニティ放送局で無線技士の確保が困難になり高齢化しております。また開局以来、無線技師による特別な操作を必要とする事案もなく、導入する機材も一般の社員でも扱えるような機材となっており今回のような緩和は歓迎いたします。</p> <p>今後も放送局の増加と無線技士の高齢化は必至でありますので引き続き無線技士育成の制度などご検討いただければと思います。</p>	<p>本政令案に賛同のご意見として承ります。</p>	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
24	燕三条エフ エム放送株 式会社	特にありません。	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無
25	個人⑩	<p>確かに昨今の電子技術の進歩により、コミュニティ放送局の無線設備もほぼ無調整で運用できる。</p> <p>このため、従来より低位の無線従事者がメンテナンスする意見もあると思うが、業務無線とは異なりコミュニティ放送局は防災・報道など、無線局としての業務の質が業務無線に比べてかなり異なる。</p> <p>また、防災・報道など市民生活の重要なウェイトを占めている地域もある。そのような重要な『放送局』のメンテナンス業務を業務無線のメンテナンス業務と同じ意識で作業を行うことは如何なものでしょうか？</p> <p>第二級陸上特殊無線技士は講習で免許を取得することができます。私の印象ですが、講習で第二級陸上特殊無線技士の免許を取得した人は、あまり無線の知識がない印象です。このような人に地域の重要なインフラであるコミュニティ放送局のメンテナンスをやらせるのは、あまりにも無責任ではないでしょうか？</p> <p>上記のような意見のため、コミュニティ放送局の技術操作は従来通りのライセンスで良いと考えます。</p>	<p>近年の無線技術の進歩等により、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により、コミュニティ放送局の無線設備の操作を行うことが可能となっています。</p> <p>第二級陸上特殊無線技士は、このような無線局の無線設備の技術操作に必要な知識及び技能を有することから、今般の政令案において改正の対象としているものです。</p>	無
26	株式会社柏 崎コミュニ ティ放送	毎年、全国各地で災害が起き、今まで以上にコミュニティFMの重要性が高まっている中で、免許所有者の確保はどの放送局も課題だと思えます。そのため、無線従事者資格制度の緩和には賛成です。	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無
27	株式会社エ フエム佐久 平	CFM局において技術者の確保が厳しい中での運用となっております。本改正は技術者の確保を容易にし、CFM局の経営、運営において大きな手助けになると思えます。	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無
28	個人⑪	大賛成です。	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
		<p>技適制度の確立、特定小電力無線の各種普及など、ここ数十年で無線機器の安定性は極めて高くなりました。その結果、専門家が介在すること無く運用ができるようになりました。</p> <p>今では国民のほぼ全員が、何らかの無線機器を意識することなく、ごく自然に使っています。ある種無線における理想の姿がそこにあります。</p> <p>今回、コミュニティー放送の無線設備操作できる資格の拡大は、コミュニティー放送を開局するに当たりその敷居を一段と低くしたり、無線従事者が高齢化しその後継者に困っていた放送局の助けとなるほか、多くの放送局を活性化することになると思います。</p> <p>ラジオは、テレビに比べて身近なメディアと言われます。高齢者の中にはラジオが生活と切り離せないという人たちも多くいます。その人達が地域密着のコミュニティー放送を生きがいとしたり、結果として、新たな地域活動の一助となるようなコミュニティー放送の増加につながる制度改正は大歓迎です。</p>		
29	株式会社エフエムあやべ	<p>コミュニティー放送は、生活情報、行政情報等、地域に密着した情報を日常的に提供するFM放送として地域住民に親しまれていますが、災害が発生した場合には、被災者向けのきめ細やかな災害関連情報の伝達に大きな役割が期待されています。</p> <p>しかし、コミュニティー放送の制度が始まってから半世紀が過ぎ、無線従事者の高齢化が問題となってきました。特に地方では現制度のコミュニティー放送局の無線機を操作できる有資格者の人数そのものが少なく、今後、事業の継続自体が困難となる恐れがあります。</p> <p>また、今回の改正は、無線従事者資格を有する人材の確保が容易になり、人材確保のための費用の低下にも寄与でき、安定した経営に繋がるものと捉えております。</p> <p>従いまして、今回の改正につきましては全面的に賛成いたします。</p>	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
30	株式会社まえばし CITY エフエム	<p>従事者資格緩和措置に関し、賛成です。</p> <p>コミュニティ放送での送信機操作について、その他業務無線における陸上特殊無線技士資格の従事内容に類似しております。現代の設備環境において、他局への妨害を起こす可能性は極めて低く、陸上特殊無線技士資格の知識で十分対応可能な範囲だと考えます。</p> <p>昨今の、高齢化による人材不足は放送業界内でも喫緊の課題です。全国的な災害対策でも有効とされるコミュニティ放送の維持・新設には、有資格者確保が最重要であり、今後の発展に寄与する改正内容だと思います。関係各位のご配慮に感謝し、ご対応をお願い申し上げます。</p>	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無
31	個人 ^⑱	<p>「規制の事前評価書」の目的にも上げられているように、近年コミュニティ放送局の数は増加しているのに反比例し、現行の法令を満たす無線従事者の高齢化等を原因に、無線従事者を確保することが困難な状況になってきている。</p> <p>したがって今回の法令改正により有資格者の増加が見込めることはコミュニティ放送局としてとても歓迎されることである。</p> <p>また、現存するコミュニティ放送局にメリットがあるだけでなく新規で開局を目指す者たちにとっても参入のハードルが低くなることは大きな追い風となると考える。</p> <p>コミュニティ放送局の数は年々増えてはいるが以前としてどの放送局の放送エリアにも属していない地域も存在する。</p> <p>大きな災害が全国各地で発生している昨今、コミュニティ放送局は有事の際の地域住民の貴重な情報源として必要な存在であると改めて考えさせられる機会が多いように感じられる。</p> <p>そのため新規参入する局が増えることで地域住民の安全をより確かなものにできると思うためぜひ条件緩和を実現してほしい。</p>	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無
32	株式会社エフエムびざ	<p>コミュニティ放送局の無線設備は、シンプルで耐久性もあり、無線設備の故障による放送事故は少ないと考えています。確かに落雷</p>	本政令案に賛同のご意見として承ります。	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
	ん	<p>などの外的要因などで放送事故は、発生していますが、ほとんどは、電源喪失や送出設備の断線などと思われま。そのような事故も総合通信局様のご指導もあり、送信機だけでなく、電源ライン、音声ラインの冗長化、自動化が進み、送信機の不良が発生しても自動での復旧ができるようになってい。また、監視カメラ等の監視装置の価格も安くなり、導入できる状況になってい。今後、遠隔監視、遠隔制御の発達により、さらに無人化、自動化が進むと思われまので、コミュニティ放送局等における無線従事者資格を緩和して頂きたいと希望し。</p>		
33	個人⑱	<p>1 コミュニティ放送局等の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる者について、第二級陸上特殊無線技士にまで緩和することに反対し。</p> <p>現行、コミュニティ放送局の技術操作を行うことができる第二級陸上無線技術士の試験範囲のうち法規については「電波法及びこれに基づく命令の概要」とされているところ、第一級陸上特殊無線技士では「電波法及びこれに基づく命令の概要」と同等であるのに対し、第二級陸上特殊無線技士は「電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要」とされてお。無線工学の試験範囲をあわせて考慮しても、求められる知識等の観点で、第二級陸上特殊無線技士にまで放送局という公共性の高い無線局の技術操作を担わせることにすることは、人材確保の事情があるとしても性急すぎると考え。</p> <p>引き続き、コミュニティ放送局等において無線従事者の確保が困難である場合にはさらに緩和を検討するなど、段階的な対応が望ましいと考え、今回は、改正案のうち、第二級総合無線通信士及び第三級総合無線通信士の操作の範囲に加えることについては賛成しますが、第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲に加えることについては反対し、第一級陸上特殊無線技士に限り操作の範囲に加えるよう改正案の修正を求め。</p>	<p>近年の無線技術の進歩等により、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により、コミュニティ放送局等の無線設備の操作を行うことが可能となっ。</p> <p>第二級陸上特殊無線技士は、このような無線局の無線設備の技術操作に必要な知識及び技能を有することから、今般の政令案において改正の対象としているもの。</p> <p>なお、臨時災害放送局に係るご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
		<p>2 「特定市区町村放送局」の定義のうち「及び同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるもの」について削除を求めます。</p> <p>現状、災害時に設置される「臨時災害放送局」は、コミュニティ放送局の設備を活用することが想定されており、平常時からの連携を総務省では推奨されています。臨時災害放送局こそ、有事に無線従事者の確保が課題となると考えられ、今回の改正で仮に第一級陸上無線技術士もしくは第二級陸上無線技術士以外の者をコミュニティ放送局の無線従事者として選任した場合、改正案のまま特定市区町村放送局が定義されると災害時に臨時災害放送局の無線従事者を新たに確保する必要が生じ、災害時の混乱が懸念されます。</p> <p>空中線電力が課題となる場合には、今回の改正案の操作の範囲中「受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備」を「受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の空中線電力二十ワット以下の無線設備」と修正することで対応可能と考えます。</p>		
34	個人 ^⑩	<p>本件について、「第二級陸上特殊無線技士等の操作の範囲にコミュニティ放送局等の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作」となっておりますが、経験上、当該無線従事者資格については、関連知識が低く、特に無線局免許に関わる基本的知識の欠落を大変心配しております。</p> <p>現資格者の監督の元の運用に関わる部分は理解できると思いますが、免許申請に関わる資格要件は緩和すべきではないと考えます。予備免許や落成検査の重要性の理解や電波発射に関わる意識が低く周波数の可変ができる機材においては特に心配するところがあります。</p> <p>資格者の確保が困難という事象には、現行の有資格者の兼任による監督等一定の歯止めが必要と考えます。</p>	<p>近年の無線技術の進歩等により、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により、コミュニティ放送局等の無線設備の操作を行うことが可能となっております。</p> <p>第二級陸上特殊無線技士は、このような無線局の無線設備の技術操作に必要な知識及び技能を有することから、今般の政令案において改正の対象としているものです。</p>	無

○提出意見数：34件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

※「案に対する意見及びその理由」欄については、提出された意見に加筆・修正をすることなく、そのまま掲載しています。